

第3 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の選任の適否は、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下、「推薦会」という。）の構成及び運営によるところが大きいと、仮にも政治的利害その他の利害関係により委員を委嘱し、又は推薦会を運営することのないように配慮すること。

1 組 織

推薦会委員（以下「委員」という。）の定数は、法第8条第2項に掲げる次の7つの分野について、2名以内の同数を市町村長が委嘱する。したがって推薦会は、各号それぞれ2名又は1名となり、7人若しくは14人の定数で組織される。

(1) 市町村の議会の議員

議員を委員に委嘱する際は、その職務内容からみて、議会の保健福祉関係の常任委員会委員が適当である。

なお、当該市町村の議会の議員が議員以外の資格で委員となることは、委員の選出範囲を具体的に定めた法の趣旨に反すると考えられるので避けること。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員のうちから委員として委嘱される者は、真に民生委員・児童委員を代表し得る者であること。この場合には、民生委員協議会の会長、副会長が適当である。

(3) 社会福祉事業の実施に関係のある者

実際に社会福祉事業に従事し、その運営について豊かな経験と知識を有する者で、一般的には、当該市町村に所在する社会福祉施設の経営者及び施設長が適当である。

(4) 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者

市町村社会福祉協議会の代表者（役員）が適当であるが、その他にその地域を単位とする日赤奉仕団、母子福祉会、障害者福祉協会、老人クラブ連合会、青少年問題協議会、青少年補導連絡会、共同募金会等の代表者が考えられる。

(5) 教育に関係のある者

学校長、公民館長、その他学校教育又は社会教育に携わる者をいう。

(6) 関係行政機関の職員

民生委員・児童委員の職務内容にかんがみ、社会福祉を担当する職員、当該市町村の福祉関係部課長、福祉事務所長等のうちから選出するのが望ましい。

(7) 学識経験者

学識経験者は、一般的な学識、経験の豊かな者を指す。

2 運 営

(1) 推薦会は、地域団体又は職域団体等によってその意志決定に影響を与えられるべきではなく、あくまで自主的に運営されなくてはならない。

(2) 推薦会は、これを常設の機関とし、民生委員・児童委員に欠員を生じたときは、逐次開催し、長期間にわたり欠員の状態とならないよう留意すること。

(3) 推薦会の招集は、委員長が行うが、委嘱後の第1回の招集は、委員長が選任されていないので、便宜上市町村長が行うことが適当である。

(4) 推薦会の開催に当たっては、民生委員・児童委員の適格要件及び選任に当たっての留意事項等を明示し、かつ、適格性を審査するに足る資料を提示して審査を求めること。

- (5) 推薦会の開会は、推薦会委員の半数以上の出席を必要とし、議事は、出席委員の過半数で決定する。可否が同数であるときは、委員長（議長）がこれを決する。
- (6) 会議は必ず非公開とし、推薦会委員、幹事及び書記は議事に関して秘密を守らなければならない。
- (7) 推薦会の会議の状況について、次の事項等を詳細に記録した議事録を保存しておくこと。
 - ア 開催期日及び時間
 - イ 出席委員・幹事及び書記氏名
 - ウ 議事審議状況
 - エ 表決又は裁決状況

3 留意事項

- (1) 推薦会委員は、当該市町村の地域実情に通ずる者であること。
- (2) 推薦会委員の委嘱に当たっては、選出分野ごとに、より広範な層から適任者の選出を期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないので、関係団体との連携を図るなど、その選出方法等を十分考慮すること。
- (3) 推薦会の構成は、法第8条第2項の規定によって、その選出範囲と定数が定められているから、その何れを欠いても構成に瑕疵があり、当該推薦会の推薦は無効である。ただし、議会の解散中には、議員たる委員を委嘱するのは、不可能であり、この場合には、法第8条第2項第1号の議員がいなくても瑕疵があるものとはいえないこと。
- (4) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう努めること。
- (5) 推薦会の幹事及び書記は、民生委員・児童委員の職務内容、制度運営等を考慮して、民生委員・児童委員関係部課・福祉事務所等の関係職員を委嘱すること。
- (6) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、これを解嘱すること。
- (7) 推薦会委員に対して、民生委員・児童委員の職務内容、民生委員・児童委員の改選の趣旨、推薦会の職責及びその運営方法等について具体的に説明すること。
- (8) 推薦会委員と現職の民生委員・児童委員とが懇談会を開催する等の方法により、推薦会委員の民生委員・児童委員に対する理解を深めるよう努めること。
- (9) 推薦会が、推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは避けること。ただし、民生委員・児童委員の資格で推薦会委員になっている者が、改選時において民生委員・児童委員に推薦されることは立法の趣旨よりみて差し支えない。
- (10) 推薦会委員の任期は3年で、その起点は、改選年次の10月1日とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。